

# おくやみ

死亡

### ◆死亡診断書（死亡届右側）の受取り、死亡届の記入

医師からの証明が記載されていて、左側が死亡届の記入用紙になっています。

### ◆火葬の予約

葬儀会社を利用する場合、葬儀の日程決定後、葬儀会社が予約をします。

### ◆死亡届の提出

市民課

あおいろ

- ・市役所窓口へ死亡届を提出
  - ・火葬許可の申請、火葬許可証の受取り
- どちらも、親族の方、葬儀業者の方でも提出・申請できます。

### ◆葬儀・火葬

予約した火葬場で、火葬されます。  
火葬許可証が必要です。  
(納骨の際にも必要になります。)

火葬後、落ち着いたら、市役所の窓口へお越しください。関連する手続きは、次のページです。

## 手続きのときにお持ちいただくもの

多くの方に共通するものをまとめました。詳しくは、内側のチェックシートでご確認ください。

### ご遺族のもの

- 手続きに来られる方の「本人確認書類」
- 「受取口座番号」がわかるもの  
(預金通帳・キャッシュカードなど)
- 税、保険手続きの場合、  
「手続きできる方のマイナンバー」がわかるもの  
(マイナンバーカード、通知カード、住民票)
- 代理の方が手続きする場合は「委任状」 など

### 亡くなった方のもの

- 亡くなった方が市役所から交付されていたもの  
(お手元にあるものだけがかまいません)
- 国民健康保険証  介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療保険証  医療費受給者証
- 障害者手帳  納税通知書 など

## 忘れずにお持ちください

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で  
本人確認  
できるもの

官公庁が発行した、顔写真付きで  
身分を証明できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳  
・官公署発行の顔写真付き免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

・資格確認証 ・年金手帳  
・介護保険被保険者証  
・顔写真付きの社員証、学生証など

### 代理の方が手続きするときは・・・

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等で確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバーを提示いただけます。



## 滑川市役所

〒936-8601

滑川市 寺家町104番地

◆市役所代表電話 076-475-2111

◆開庁時間

午前 8時30分 ~ 午後 5時15分

(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

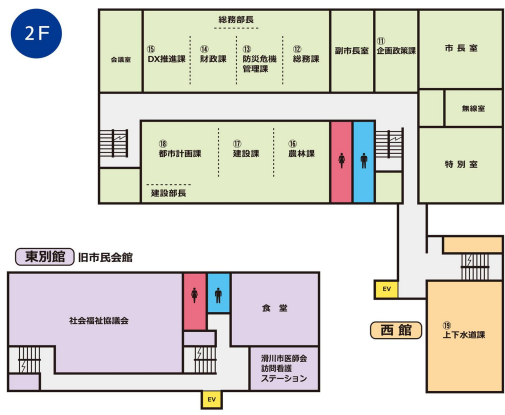


亡くなられた方は、下記にあてはまりますか？	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	受付窓口
-----------------------	-----	---------	-------	-------	------

障がい	障害者手帳・資格証等を持っていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳・資格証等の返却</li> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>重度心身障害者等医療費受給資格証</li> <li>一部負担金還付該当者証</li> <li>障害者総合支援法または児童福祉法による福祉サービスを受けている方はその受給者証</li> <li>自立支援医療受給者証（更生・育成・精神）</li> </ul>	ご遺族の方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>手帳</li> <li>受給者証</li> <li>マイナンバーカード（お持ちの方）※詳しくはお問い合わせください</li> <li>※身障者手帳のみ支所でも可</li> </ul>	速やかに	福祉課	1階⑪ 20-1369
-----	------------------	--	---------	--	------	-----	----------------

子ども	保育園・認定こども園・幼稚園等に入園している子どもの保護者または入園している子ども	（保護者が亡くなられた場合）変更届	入園児童の保護者		速やかに		西館1階⑩ 475-1486
	子ども医療費受給資格証を持っていた	受給資格証の返却	保護者の方	・受給資格証	14日以内		
	児童手当の受給者（保護者）または手当支給対象者（子）	（受給者（保護者）が亡くなられた場合）受給者の変更等の手続き	亡くなられた方の配偶者の方、保護者など				
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者（保護者）または受給資格対象者（子）	（支給対象の方（子）が亡くなられた場合）喪失または減額等の手続き	（受給者が亡くなった場合）ご遺族の方 （対象者が亡くなった場合）受給者の方	詳しくはお問い合わせください （必要なものはその方の状況により異なります）	速やかに	子育て応援課	西館1階⑩ 475-1489
	18歳以下（18歳の誕生日を迎えた後の3月31日まで含む）の子どもがいる方	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度についてご相談ください	亡くなられた方の配偶者の方				
	未使用の新生児紙おむつ購入券をお持ちの方	新生児紙おむつ購入券の返却	亡くなられた方の保護者の方	未使用の新生児紙おむつ購入券	速やかに		
妊産婦	特別児童扶養手当の受給者（保護者）または手当支給対象者（子）	（受給者（保護者）が亡くなられた場合）受給者の変更等の手続き （支給対象の方（子）が亡くなられた場合）喪失または減額等の手続き	ご遺族の方など			福祉課	東別館1階⑦ 475-1377
	小・中学校の児童生徒がいる方	就学援助制度の説明 保護者変更の連絡	ご遺族の方など ご遺族の方など	詳しくはお問い合わせください	速やかに	教育総務課	西館3階②③ 475-1479
	妊産婦医療費受給資格証を持っていた	受給資格証の返却	ご遺族の方など	・受給資格証		子育て応援課	西館1階⑩ 475-1489

2階



※ 裏面（その他・証明書関係）もあります

亡くなられた方は、下記にあてはまりますか？	手続き	手続きできる方	必要なもの	手続き期限	受付窓口	
その他	<input type="checkbox"/> 農地を持っている	所有者変更の届出	農地を相続した方	相続したことが証明できるもの（登記完了証、登記変更後の登記など）※詳しくはお問い合わせください	権利取得を知った日から10か月以内	農業委員会事務局 2階⑰ 475-1443
	<input type="checkbox"/> 農地を借りている（相対契約）	耕作者変更・解約の届出	農地を相続した方	詳しくはお問い合わせください	速やかに	滑川市農業公社 476-0285
	<input type="checkbox"/> 農地を借りている（農地中間管理事業での契約）	耕作者変更・解約の届出	農地を相続した方	詳しくはお問い合わせください	速やかに	農業委員会事務局または滑川市農業公社 2階⑰ 475-1443（農業委員会事務局） 476-0285（滑川市農業公社）
	<input type="checkbox"/> 森林を持っている	森林の土地の所有者届出	森林を相続した方	詳しくはお問い合わせください	相続開始の日から90日以内	農林課 2階⑰ 475-1443 東別館1階
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている	飼い主変更	新しい飼い主の方		30日以内	生活環境課 ⑳ 475-1374
	<input type="checkbox"/> 住んでいた家が空き家になった	空き家・空き地情報バンクへの登録	ご遺族の方など			
	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していた（死亡届出後）	同居親族異動届入居承継申請書（入居者の承継がある場合）	ご遺族の方		速やかに	都市計画課 2階⑲ 475-1453
<input type="checkbox"/> 墓地公園にお墓を持っている	使用者が亡くなられた場合は、承継手続き	ご遺族の方	・墓地使用許可証 ※詳しくはお問い合わせください	速やかに	都市計画課 2階⑲ 475-1453	
<input type="checkbox"/> 亡くなった方が上下水道を契約していた	上下水道の中止または使用者の変更届（使用継続の場合）	ご遺族の方など	※使用開始・中止はWebからもお申込みできます。「滑川市上下水道使用開始および中止」で検索してください。	速やかに	上下水道課 2階⑳ 475-1465	

下記にあてはまりますか？	手続き	手続きできる方	必要なもの	取得可能日の目安	受付窓口
--------------	-----	---------	-------	----------	------

証明書	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票（除票）がほしい	除票の交付申請	・亡くなった方の住民票（除票）を手続きに使用する方 ・上記の代理人	代理人が手続きする場合、委任状が必要です	死亡届提出日翌営業日から取得可能 （他市町村の窓口で死亡届を提出している場合、提出日の翌営業日から7営業日程度経過後取得可能）		
	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の戸籍がほしい	戸籍の交付申請	・亡くなった方と同じ戸籍に記載されている方、直系親族 ・亡くなった方の戸籍を手続きに使用する方 ・上記の代理人	・代理人が手続きする場合、委任状が必要です	死亡届提出日の5営業日後から取得可能 （他市町村の窓口で死亡届を提出している場合、14営業日程度経過後取得可能）	市民課 1階① 475-1304	
	※出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の請求は受付から交付までに時間を要します。						
	<input type="checkbox"/> 亡くなった方が印鑑登録をしていた	印鑑登録の廃止	自動的に廃止	印鑑登録証（カード）は処分してください			
	<input type="checkbox"/> 亡くなった方がマイナンバーカードを持っていた	マイナンバーカードの返納	返納不要	亡くなった方のマイナンバーカード	※しばらく保管することをお勧めします （死亡に伴う手続きで必要になる場合があります）		
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の税証明・固定資産関係の証明がほしい	税証明・固定資産関係の証明書申請	・相続人 ・上記の代理人	・亡くなった方の死亡日が入った戸籍 ・亡くなった方と申請者の関係の分かる戸籍 ・申請者の本人確認書類		税務課 1階⑤ 475-1265 1階⑥ 資産税係 475-1273		